

令和5年度

東濃西部少年センター

要 覧

多 治 見 市

瑞 浪 市

土 岐 市

〒507-0034

多治見市豊岡町1丁目55番地

ヤマカまなびパーク 4F

TEL 0572-23-3455

FAX 0572-26-8813

は じ め に

「新型コロナウイルス感染症」「ウクライナ問題」「弾道ミサイル問題」などと共に、毎日のように報道されている「日本国内で起きている様々な事件」など、人の命を脅かす心配な問題に不安を抱え悩まされている今の世の中、改めて人の命の尊さを見つめ直す機会となっています。

私たちが暮らす毎日、未来を担う子どもたちの夢や希望を後押しできるような平和な世の中であってほしいと願っています。

皆様方におかれましては、日頃から子どもたちの健やかな成長のために、多大なるご尽力をいただいていることに心から感謝申し上げます。

東濃西部少年センターとしての活動におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、3年前から昨年まで、行事や声かけ活動など、中止を余儀なくされることも多くありました。少しずつではありますが、少年センターとしての活動が以前のような状況に戻りつつあります。今後も、関係して頂くすべての皆様方の安全・安心に気をつけながら、ご協力やご支援をいただき、子どもたちの健やかな成長につながるよう努めていきたいと思います。

一昨年度より、「子どもたちにとって大切な環境は、『帰りたい家庭』『通いたい学校』『住みたい地域』である」と言い続けてきています。その思いは、今年度も同じです。東濃西部少年センターでは、「子ども・若者は地域の宝」という考えを基に、「家庭」「学校」「地域」との連携をより強め、皆様の協力を得ながら、子どもたちの健全育成と非行防止、犯罪防止、安心・安全確保の活動に邁進していく所存です。

関係諸機関・少年指導員の皆様方には、今後とも一層のご指導・ご協力・ご支援をお願い申し上げます。

令和5年 5月 1日
東濃西部少年センター
所長 今 井 宏 明

目 次

（Ⅰ）東濃西部少年センターの概要

1. 東濃西部少年センターの設置	1
(1) 設置の趣旨と経過	1
(2) 圏域の状況	1
(3) 3市の人口と学校数他	2
(4) 東濃西部地区の相談窓口	2
(5) その他の相談窓口	2
2. 東濃西部少年センターの運営	3
(1) 東濃西部広域行政事務組合の機構	3
(2) 東濃西部少年センターの所在地	3
(3) 東濃西部少年センターの業務	4

（Ⅱ）令和5年度東濃西部少年センター業務全般について

1. 主な業務	5
2. 基本方針	5
3. 重点努力目標	6
4. その他の取り組み	7
5. 3地区連携のための体制づくり	7
6. 令和5年度主要行事・業務予定	8～9

（Ⅲ）令和4年度（R4年4月～R5年3月）の活動状況

1. 声かけ活動の状況	10
(1) 概況	10
(2) 月別の指導活動の状況	10
(3) 行為別の指導状況	10
(4) 学職別の指導状況	11
2. 相談活動の状況	11
(1) 概況	11
(2) 月別の相談活動の状況	11
(3) 電話相談の件数	11
(4) 面接相談の件数	12
(5) メール相談の件数	12
3. 環境浄化の状況	12
4. 広報活動の状況	12

（Ⅳ）関係資料

1. 東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例	13
2. 東濃西部少年センターの管理に関する規則	14～15
3. 東濃西部少年センター少年指導員指導業務要領	16～17
4. 「街頭指導」の対象	18
5. 「声かけ」基準	19
6. 関係機関一覧表	20
7. 県内少年（補導）センター一覧表	20

(I) 東濃西部少年センターの概要

1. 東濃西部少年センターの設置

2.

(1) 設置の趣旨と経過

[趣旨]

青少年の健全な育成を願い、3市（多治見市、瑞浪市、土岐市）による広域での協力体制を強化し、また公的関係機関や民間団体との連携を深め、総合的な業務の推進を図るため東濃西部少年センターを設置する。

[経過]

昭和36年	3市1町に補導センターを設置、任意組合を結成する。
昭和46年	地方自治法による一部事務組合を結成、東濃少年補導センターと称し、国庫補助対象センターとなる。
平成10年	東濃少年補導センターを解散し、東濃西部広域行政事務組合に統合。名称も東濃西部少年センターに変更する。
平成18年	多治見市と笠原町の合併により、多治見市、瑞浪市、土岐市の3指導部体制となり現在に至る。

(2) 圏域の状況

本圏域は、岐阜県の南東部に位置し、東西約28km、南北約25kmのまとまりのある形をもち、中央部を西流する土岐川が大きな特徴となっている。その土岐川流域で産する窯原料を利用して、古くから陶磁器（美濃焼）産業が発展してきた。

平成18年1月には、全国的な市町村合併気運の高まりの中、多治見市と笠原町が合併し、少年センターの構成団体が三市となった。

現在の幹線交通網は、JR中央線とこれに平行した中央自動車道と国道19号線の東西幹線及びJR太多線、東海環状自動車道、国道21号線・248号線の南北幹線が整備されている。また名古屋市の30km～50km圏に位置していることから、経済や文化の両面からも名古屋大都市圏の影響を強く受けている。

現在この地域では、企業誘致なども積極的に行われ、地域における雇用促進や活性化に力を注いでいる。

また、環境美化にも力を注ぎ、明るい住みやすい街づくりを積極的に行っている。

ここ数年、3市の駅周辺の整備も進み、明るい街づくりが進められてきている。相談員の方々による「声かけ活動」の際にも、気になる個所の情報をもらい、環境整備に大きく貢献頂いている。

(3) 3市の人口と学校数

令和5年4月1日現在

市 名		多治見市	瑞浪市	土岐市	合 計
人 口		106,740	35,928	55,514	198,182
14歳～20歳未満人		5,719	1,863	3,033	10,615
交 番		4	1	3	8
駐在所		5	4	2	11
学 校 数	小学校	13	7	8	28
	中学校	9	3	6	18
	高等学校	4	3	3	10
	短期大学		1		1
	特別支援学校			1	1

※私立学校を含む

(4) 東濃西部地区の相談窓口

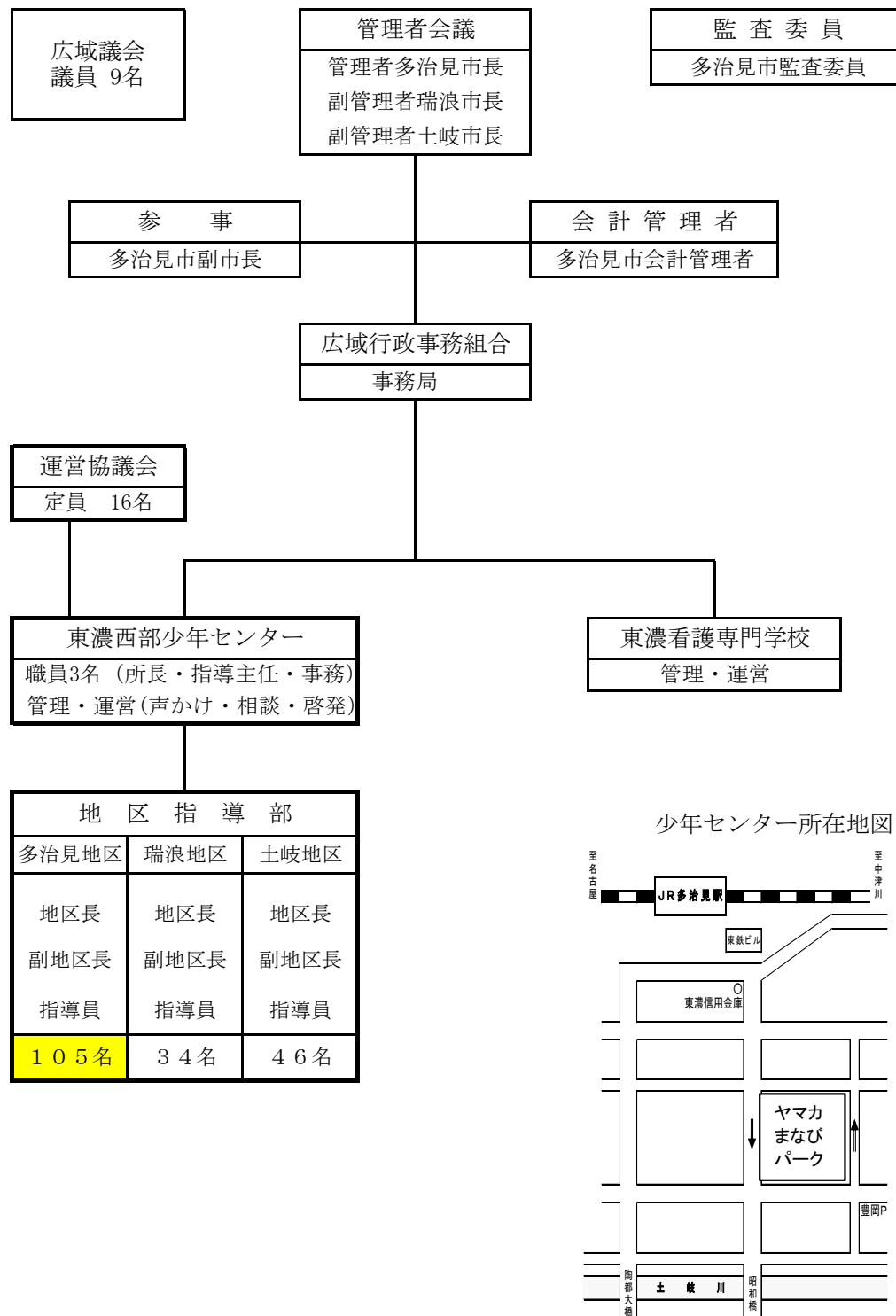
項 目	施 設 名 等	相談受付時間	電話番号
子どもに関わる全般	東濃子ども相談センター	8:30～17:15 (月～金)	0572-23-1111 内線 402～407
	多治見市教育相談室 (多治見市教育委員会)	8:30～17:00 (月～金)	0572-22-1111 内線 2333
	瑞浪市教育支援センター (瑞浪市教育委員会)	13:00～17:00 (火・木)	0572-67-3338
	土岐市教育相談室 (土岐市教育委員会)	9:00～15:00 (月～金)	0572-55-8555
	東濃西部少年センター	10:00～17:00 (火～土) あんしんコール あんしんメール	0120-873-246 (携帯可) anshin55@crux.ocn.ne.jp
非行・家庭 犯罪・薬物	東濃地区少年サポートセンター (多治見警察署)	24時間対応	0120-783-802 携帯は、0572-22-7822
教育・学校	ほほえみダイヤル (東濃教育事務所)	8:30～17:15 (月～金)	0120-745-070

(5) その他の相談窓口

項 目	施 設 名 等	相談受付時間	電話番号
いじめ相談	いじめ相談24 (岐阜県教育委員会)	24時間対応	0120-740-070
子どもに関わる全般	青少年SOSセンター (岐阜県環境生活部私学振興青少年課)	24時間対応	0120-247-505
子どもの人権 虐待・いじめ	子どもの人権110番 (岐阜地方法務局)	8:30～17:15 (月～金)	0120-007-110

2. 東濃西部少年センターの運営

(1) 東濃西部広域行政事務組合の機構



(2) 東濃西部少年センターの所在地

〒507-0034 多治見市豊岡町1丁目55番地

ヤマカまなびパーク4階 事務室 1 相談室 1

TEL (0572) 23-3455 ・ FAX (0572) 26-8813

(3) 東濃西部少年センターの業務

21世紀を担う地域の青少年達が、たくましく健全に育ち、非行やいじめのない明るい社会となることは、地域住民すべての願いである。しかし、子どもたちが、親の虐待をはじめとする様々な事件や事故に巻き込まれることは、決して珍しいことではない。

また一方で、インターネット利用者の低年齢化にも目を向けなければならない。これらが一因とみられるパソコンやスマートフォン等を使った「ネットいじめ」が急増している。こうした社会状況の中で、健全な自立した青少年を育成し、安全を守るためには、「家庭」「学校」「地域」が連携し、機能しなければその成果は期待できない。

東濃西部3市で組織する東濃西部少年センターは、その広域性を生かして、こうした様々な青少年問題に対処していかなければならない。具体的には、街頭での声かけ活動と電話・メールや対面による相談活動・情報交流活動、そして駅周辺での啓発活動などを通じて、多くの青少年と積極的に触れ合いたいと考えている。そうした声かけを大切にして、青少年の健全育成という目的遂行に努めたいと考えている。そのために行う主な業務は、下記の6つになる。

① 声かけ活動

- ・ 指導員による通常の声かけ活動では、気軽な声かけ、挨拶による信頼関係づくりに徹する。**【挨拶・会話・励まし・ねぎらい・ほめる】**
- ・ 迷惑行為や不良行為の防止を目的とする、夏季夜間特別活動などでは、警察等関係諸機関との連携に努める。

② 相談活動・情報交流活動

- ・ 来所、訪問、電話、メールによる初期的内容の相談に対しては、傾聴と共感に徹した対応をする。また、地域からの明るく楽しい情報なども受け取り、発信していく。
- ・ 専門性を要する内容に対しては、適切な関係機関への紹介・橋渡しで対応する。

③ 環境浄化活動

- ・ 書店やコンビニ等への立入り調査も兼ねながら、青少年の健全育成に対する業界の協力を積極的に求めていく。
- ・ 青少年の溜り場や空き家等の実態把握に努め、環境の浄化と改善のために、地域の団体や関係機関との連携を強めていく。

④ 啓発・広報活動

- ・ 圏域内3市の児童・生徒に、少年センターへのアクセスを紹介するクリアファイルを配布する。
- ・ JR駅周辺で啓発グッズを配布し、悩み相談の利用啓発や地域からの明るく楽しい情報を交流できるようにする。
- ・ 毎月の「月だより」、年3回の「センターだより」の発行や広域行政事務組合発行の「広域だより」への寄稿によってセンター活動の紹介を行う。

⑤ 調査・統計

- ・ 街頭での声かけ活動を月ごとに集約し、その結果を「月だより」に載せると共に県の私学振興・青少年課へ報告をする。
- ・ あんしんコール、あんしんメールを集約・分析し、毎月県に結果を報告する。

⑥ 研修及び表彰

- ・ 少年指導員の新任研修会と3地区合同研修会を開催する。
- ・ 県主催及び関係団体主催の研修会へ積極的に参加する。
- ・ 優良少年補導員（指導員）の県知事表彰、県青少年健全育成補導部長表彰の推薦、並びにセンター表彰（管理者表彰、所長表彰）を実施する。

(Ⅱ) 令和5年度東濃西部少年センター業務全般について

1. 主な業務

青少年育成国民運動の理念と目的に基づき、関係公的機関や各種団体との連携を深め、子どもと若者の健全な育成支援のために次の業務を行う。

業務の主な三本柱

- (1) 子どもや若者との信頼関係を大切にする「声かけ活動」の充実
- (2) 若者が主体的に関われる各種「啓発活動」の企画・推進
- (3) 些細な相談も温かく受け止め、傾聴と共感に徹した対応で解決に導く「相談活動」「情報交流活動」の充実

あわせて、以上の業務を支えるものとして、以下の業務も同時に進める。

- (A) 積極的な広報活動を展開し、センター業務の理解を深める。
- (B) 指導員・職員の研修活動を充実し、資質の向上を図る。
- (C) 関係諸機関や各種団体との連携を強める。

2. 基本方針

(1) 「声かけ活動」

声かけ活動のねらいは、若者の健全育成と非行防止であるが、相手との人間関係を大切にしたい取り組みとする。人間関係構築のための指導の基本は、「挨拶」「会話」「励まし」「ねぎらい」「ほめる」の5つとして、子ども・若者の目線に合わせた声かけに努める。

(2) 「啓発活動」

若者に将来社会の担い手として、目の前の社会とどう向き合っていくのかを考える機会として啓発活動を企画、推進する。具体的な取り組みを通して、規範意識や社会の一員としての自覚を醸成する。

(3) 「相談活動・情報交流活動」

電話、メール、面談等による相談は、その事例によって対応に限界がある場合がある。傾聴、共感では解決しない専門性を必要とする場合は、連携する関係機関を紹介する等の対応をし、早期の問題解決を図る。

また、電話でのやり取りの際には、地域からの明るく楽しい情報なども交流できるようにする。

(4) 「その他」

A 広報活動

声かけ活動の状況や地域の現状などを知ってもらうために、年度当初に発行する「要覧」、毎月の「月だより」、年3回の「センターだより」を広く圏域内の関係者に配布する。

小中高の児童生徒には、「相談・情報交流活動」を紹介するクリアファイルを全員に配布する。

B 研修活動

全指導員を対象とした3地区合同研修会、新任指導員を対象にした新任指導員研修会（いずれも年1回）を実施する。研修会は、内容の充実を図ると共に、指導員の参加率を高めることに努める。

また、センター職員については、可能な限り各種研修会への参加を奨励する。

C 連携

岐阜県環境生活部私学振興・青少年課と連携し、圏域内の指定店舗へ年2回立ち入り調査を実施する。

公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議の少年補導部会に所属している県内12の少年センター等と連携し、活動の充実を図る。

少年センターに届く指導日誌に環境浄化に関わる記載があれば、関係機関に連絡するなどの適切な対応を早期に行う。

3. 重点努力目標

（1）信頼関係を大切にした「声かけ活動」

- ・ 班の活動の範囲は、小学校校区が中心となるが、若者の集まるJR駅などでの活動を年間数回取り入れる等、広域化を図る。
- ・ 活動日時の設定は、それぞれの班の指導員の参加しやすいことを第一とするが、できるだけ、若者と確実な接触のできることを大切にしていける。
- ・ 活動のねらいは、青少年の健全育成であり、迷惑行為や不良行為の防止である。問題行動に遭遇したときは、いきなりの注意や叱責はせず、相手との信頼関係構築を第一とした指導に徹する。

（2）若者の自立を促す「啓発活動」

- ・ 「大人から若者へ」という大人主導による縦の関係に加えて「若者から若者へ」「若者が社会へ」という横の関係を加えた啓発活動に発展させていく。
- ・ 高校生によるJR駅周辺での啓発活動等の企画は、高校のMSリーダーズ、のびのびプロジェクト活動と関わらせて、積極的な参加を促していく。今後、中学生のMSJリーダーズ活動との連携を図っていく。

（3）傾聴と共感に徹する「相談活動」「情報交流活動」

- ・ 「あんしんコール」と「あんしんメール」による相談活動は、傾聴と共感に徹し、心を開いて相談できるよう柔軟な対応に努める。ただし、内容によっては専門機関への橋渡しをする。
- ・ 相談活動のスキルアップのために、職員の共通理解・共通認識を深める。また、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に生かす。
- ・ 情報交流で得た内容を広く紹介に努める。

（4）指導員の推薦団体との連携を密にする。

全ての青少年健全育成団体と連携を密にしていく。特に、3地区合計200名程の指導員を推薦して頂いている団体とは、少年センターの業務・運営方針を、より理解して頂けるよう連携を密にしていく。

4. その他の取り組み

(1) 広報活動

声かけ活動の状況や地域の現状などを発信するために、年度当初の「要覧」・毎月の「月だより」・年3回の「センターだより」を、広く圏域内の関係者に送付する。また小中高の児童生徒には、相談活動・情報交流活動をPRするクリアファイルを配布する。

(2) 研修活動

全指導員を対象とした3地区合同研修会、新任指導員を対象にした新任研修会（いずれも年1回）を実施する。また、全指導員に配布した「少年補導の手引き」の内容を活動に生かしていく。

(3) 環境の浄化活動

岐阜県環境生活部私学振興・青少年課、東濃県事務所などの環境正常化を推進する機関と連携を強化する。

少年センターに届く各地区からの指導日誌に環境浄化に関わる記載があれば、確認をし、適切な対応をする。

5. 3地区連携のための体制づくり

近年、圏域内では、生活圏がいつそう拡大し、若者の行動範囲はますます広がりをみせている。また、インターネット・スマートホンなどは、若者の間に急激な普及をみせている。こうした若者を取り巻く環境の大きな変化から、今後3地区が、一層連携し情報を公開・共有し、それぞれの地区での活動に生かしていかなければならない。また、関係諸機関との連携を強化していくことも重要になっている。

そのための具体的な取り組みとして、

- 指導部役員会議の定例化（年4回開催）
 - ・センターの指導方針と方法の周知徹底を図る。
 - ・各地区の情報の公開と共有によって、指導効果を高める。
- 指導部役員会議の開催地輪番制
 - ・開催地を輪番にすることで、役員全員が各地区の実態を直接目で確かめる。
 - ・役員全員が広域的な視点で問題意識を共有する。
- 地区指導部の班長会議の定例化（各々年4回程）
 - ・センターの指導方針や方法について地区指導部を通して周知する。
- 関係諸機関からの情報を取り入れる機会の設定。
 - ・多治見警察署から若者の実態を聴く機会を設ける。
 - ・スマートホンなどの最新情報を得る機会を設ける。

6. 令和5年度主要行事・業務予定

月	日(曜日)	セ ン タ ー 業 務 ・ そ の 他	地 区 別 行 事 予 定 等		
			多 治 見	瑞 浪	土 岐
5	13日(土)	- 令和5年度少年指導員委嘱式及び研修会 (瑞浪市総合文化センター) 少年指導員班編制、声かけ活動予定表作成 - 令和5年度地区活動交付金申請及び請求	地区別 指導員会議 JR多治見駅 啓発活動 交付金交付	地区別 指導員会議 JR瑞浪駅 啓発活動 交付金交付	地区別 指導員会議 JR土岐市駅 啓発活動 交付金交付
6	2日(金) 10日(土) 中 旬 下 旬	- 第1回指導部役員会議(ヤマカまなびパーク) - 新任少年指導員研修会(ヤマカまなびパーク) 「センターだより」発行 3市小中高生徒へのクリアファイル配布	JR多治見駅 啓発活動 班長会	JR瑞浪駅 啓発活動 班長会	JR土岐市駅 啓発活動 班長会
7	1日～31日 4日(火)	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 - 第1回運営協議会(ヤマカまなびパーク) - 夏季夜間特別声かけ活動 - 土岐市花火大会 - 多治見花火大会	JR多治見駅 啓発活動 夜間特別 街頭指導	JR瑞浪駅 啓発活動 夜間特別 街頭指導	JR土岐市駅 啓発活動 夜間特別 街頭指導
8	7月下旬～ 8月31日	- 夏季夜間特別声かけ活動 - 瑞浪市花火大会	JR多治見駅 啓発活動 夜間特別 街頭指導 花火大会	JR瑞浪駅 啓発活動 夜間特別 街頭指導 花火大会	JR土岐市駅 啓発活動 夜間特別 街頭指導 花火大会
9	8日(金)	第2回指導部役員会議(ヤマカまなびパーク)	JR多治見駅 啓発活動 班長会	JR瑞浪駅 啓発活動 班長会	JR土岐市駅 啓発活動 班長会
10	14日(土) 中 旬 28日(土)	3地区合同研修会(セラトピア土岐) 「センターだより」発行 「子ども・若者育成支援強調月間(多治見市)」	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動

月	日（曜日）	セ ン タ ー 業 務 ・ そ の 他	地 区 別 行 事 予 定 等		
			多 治 見	瑞 浪	土 岐
11	1日～31日	・ 全国「子ども・若者育成支援強調月間」	JR多治見駅 特別啓発活動	JR瑞浪駅 特別啓発活動	JR土岐市駅 特別啓発活動
12	19日（火）	・ 第2回運営協議会(ヤマカまなびパーク)	JR多治見駅 啓発活動 班長会	JR瑞浪駅 啓発活動 班長会	JR土岐市駅 啓発活動 班長会
1	19日（金）	・ 第3回指導部役員会議(ヤマカまなびパーク)	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
2	中 旬 下 旬	・ 「センターだより」発行 ・ 令和6年度少年指導員推薦依頼 【学校、P T A、各種関係団体】	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
3		・ 令和5年度地区活動実績報告書作成	JR多治見駅 啓発活動 班長会	JR瑞浪駅 啓発活動 班長会	JR土岐市駅 啓発活動 班長会
4	12日（金）	・ 第4回指導部役員会議(ヤマカまなびパーク) ・ 住民台帳記載3市人口調査 ・ 令和6年度「要覧」作成 ・ 令和6年度指導員名簿作成 ・ 指導員委嘱状、身分証明書等作成			

(Ⅲ) 令和4年度(R4年4月～R5年3月)の活動状況

1. 声かけ活動の状況

(1) 概況

- ・活動日数は同じ日に2つ以上の班が活動しても1日としてカウントしています。従って、実際の活動状況は活動回数、活動人数が指標となります。昨年度はコロナ禍の中でも活動回数は前年度より93回、活動人数は延べ282人増加しました。今年度は、夏季にコロナ感染防止で活動停止をする班がありましたが、活動人数ものべ1500人を超え、少年指導員の熱心な活動がありました。
- ・指導人数は、青少年の過ごし方が変わったせいか、24人から8人へと大幅に減少しています。これもまた少年指導員の活動が「声かけ活動」であるという意識が高まったことによると考えます。青少年が普段から外に出て活動する機会が減り、こういった状況が出ているのかもしれない。

(2) 月別の声かけ状況

区 分	年 別	4月	5月	6月	7月	8月	夏休 夜間 特別	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
活動日数	令和3年度	22	21	23	24	16	12	1	24	21	22	18	1	7	212
	令和4年度	22	23	23	18	15	12	21	23	16	17	20	21	22	253
活動回数	令和3年度	28	24	28	31	20	12	1	32	32	32	23	1	8	272
	令和4年度	30	31	31	28	19	14	27	31	31	30	30	31	32	365
活動人数	令和3年度	110	127	140	149	97	44	10	146	139	128	104	10	31	1,235
	令和4年度	115	142	129	128	78	59	107	116	130	126	135	121	131	1,517
多 治 見	令和3年度	61	84	81	76	51	22	10	81	71	74	59	10	20	700
	令和4年度	64	76	65	68	47	37	61	66	73	68	80	73	72	850
	令和3年度	20	20	25	29	22	18	0	25	29	22	22	0	8	240
	令和4年度	26	29	25	21	18	10	21	18	22	23	24	17	23	277
	令和3年度	29	23	34	44	24	4	0	40	39	32	23	0	3	295
	令和4年度	25	37	39	39	13	12	25	32	35	35	31	31	36	390
	令和3年度	1	0	5	4	0	0	0	5	4	3	1	0	1	24
	令和4年度	0	0	3	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	8
指 導 人 数	男 子	令和3年度	1	0	5	0	0	0	5	4	3	1	0	1	20
	令和4年度	0	0	3	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	7
	女 子	令和3年度	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

(3) 行為別の指導状況

行 為 別 年度別 男女別		① 飲 酒	② 喫 煙	③ 薬物乱用	④ 粗 暴 行 為	⑤ 刃 物 等 所 持	⑥ 金 品 不 正 要 求	⑦ 金 品 持 ち 出 し	⑧ 性 的 い た ず ら	⑨ 暴 走 行 為	⑩ 家 出	⑪ 無 断 外 泊	⑫ 深 夜 は い か い	⑬ 怠 学	⑭ 不 健 全 性 的 行 為	⑮ 不 良 交 友	⑯ 不 健 全 娛 楽	⑰					合 計			
		迷 惑 遊 興 行 為	迷 惑 座 込 み 等 行 為	有 害 図 書 類 携 帯 行 為	自 転 車 関 連 違 反 等	危 険 な 遊 び																				
		※1	※2	※3	※4	※5											※1	※2	※3	※4	※5					
年 度 別	令和3年度	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	9	9	24		
	令和4年度	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	1	0	8		
	男 子	令和3年度	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	20		
		令和4年度	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	1	0	7	
	女 子	令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	
		令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	

※1 少年の健全育成上、支障のある娯楽に興じる行為。(小・中学生のゲームコーナー立入りは保護者同伴が指導基準)

※2 公園、空き地、川原等にて、花火やたき火をして、大声で騒ぐなど他人に迷惑をかける行為

※3 駅前・駅売店・駅トイレ・コンビニ等にて、たむろ・居座り・飲食・化粧等するなど、利用者、通行人に迷惑をかける行為

※4 自転車で二人乗り、並進、無灯火、携帯電話での片手走行、小学生のヘルメット未装着などの危険な行為

※5 道路上にて、サッカー・ドッジボール・スケボー等の遊びをする危険な行為

(4) 学職別の指導状況

(単位:人)

学 職 別		小学生	中学生	高校生	大学生	未就学児	各種学校	有職少年	無職少年	合 計
年 度 別	令和3年度	1	8	15	0	0	0	0		24
	令和4年度	0	0	7	0	0	0	0		7
	男 子	1	8	11	0	0	0	0		20
	令和4年度	0	0	6	0	0	0	0		6
	女 子	0	0	4	0	0	0	0		4
	令和4年度	0	0	1	0	0	0	0		1

2. 相談活動の状況

(1)概況

- ・相談件数が合計数で45件から38件へと、やや数は減りましたが、面接相談が増えて、直接話ができるようになってきました。内訳を見ると、電話相談が20件、面接相談が17件、メール相談が1件でした。
- ・面接相談件数増加については、相談内容を悩みごとだけでなく、身近な出来事などの情報交流なども取り入れたことで、活動の機会を増やす工夫に繋がったように思います。また、センターから公民館など積極的に外部機関に出向いて行って、職員の方を中心に必要な情報や担当者たちの思いなどを聞くことが成果に繋がったと言えます。今後更に傾聴と共感に徹した対応をしながら、地域に密着した交流を図りたいと考えています。

(2)相談活動の状況

※ 数値は相談の延べ件数で、()内は相談人数を表す。

区 分	年 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
電 話 相 談	令和3年度	2 (2)	1 (1)	2 (1)	3 (3)	3 (3)	7 (5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	28 (25)
	令和4年度	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	20 (20)
面 接 相 談	令和3年度	0 (0)	7 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (0)	10 (8)
	令和4年度	0 (0)	1 (1)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (15)
メー ル 相 談	令和3年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	7 (4)
	令和4年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
相 談 合 計	令和3年度	2 (2)	8 (6)	2 (1)	4 (4)	3 (3)	7 (5)	4 (4)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	8 (6)	1 (0)	45 (37)
	令和4年度	1 (1)	3 (3)	10 (10)	3 (3)	3 (1)	7 (7)	2 (2)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	38 (36)

(3)電話相談の状況

相 談 内 容		① 非 行		② 学 業		③ 家 庭		④ 交 友		⑤ い じ め		⑥ 健 康		⑦ そ の 他		合 計	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
小 学 生	令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 学 生	令和3年度	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	4	0
	令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 校 生	令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門・大学・有職・無職少年	令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保 護 者	令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	8	0	10
	令和4年度	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	5
一 般 の 他	令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	3	10	3
	令和4年度	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	8	2	9
合 計	令和3年度	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	12	11	15	13
	令和4年度	0	0	0	4	0	1	0	1	0	0	0	0	2	8	2	14

(4)面接相談の件数

相談 内容 年度別	① 非 行	② 学 業	③ 家 庭	④ 交 友	⑤ い じ め	⑥ 健 康	⑦ そ の 他	合 計
令和3年度	0	1	1	2	0	0	6	10
令和4年度	0	8	3	0	1	0	5	17

(5)メール相談の件数

相談 内容 年度別	① 非 行	② 学 業	③ 家 庭	④ 交 友	⑤ い じ め	⑥ 健 康	⑦ そ の 他	合 計
令和3年度	0	2	0	0	1	0	4	7
令和4年度	0	0	0	0	0	0	1	1

3. 環境浄化の状況

- ・少年センターの運営協議会等でスーパー、書店、コンビニ等に青少年健全育成への協力を依頼し、青少年の健全育成に努めました。
- ・交番等で青少年の溜まり場、空き家、廃屋等の実態を把握し、関係機関と連携して対処しました。
- ・落書き、放置自転車・バイク、放置ゴミの発見に努め、関係機関に報告相談しました。

4. 広報活動の状況

- ・本誌「要覧」や毎月の「月だより」、年3回の「センターだより」を発行し、関係機関や施設団体等に配布するとともに、各地区の指導員にも配布し、相互の考えや情報の交流を図りました。
- ・広域行政事務組合が発行している「広域だより」及び3市が発行しているそれぞれの「広報」に、少年相談の利用の促進や、声かけ活動の状況報告等の文書、写真を掲載しました。

「センター 月だより」



3月になりました。今日まで、少年指導員の皆様が、安全に活動でき、ほっとしています。皆様の指導日誌にもあるように、次年度に向けて子どもたちも元気に過ごしているようです。これも、少年指導員の皆様が、各地区であいさつ運動をしてくださっているからこそ、安心して地域の方や子どもたちが生活できています。感謝しています。ありがとうございます。

指導日誌より

瑞浪地区

- ・土岐川堤防にいた高校生に早く帰るように声をかけました。(瑞浪B 3/1)
- ・3月まであいさつ運動が無事にできました。(陶 3/15)

土岐地区

- ・小中高生とも積極的にあいさつする姿がみられました。(土岐津 3/14)
- ・自転車の乗るときには、ヘルメットをかぶるように声かけしました。(妻木 3/16)

多治見地区

- ・太平公園やマンションの前で遊んでいた子に声をかけると、「こんにちは」の返事がちゃんと返ってきました。(昭和 3/15)
- ・子どもが少なかったですが、駅周辺にいた高校生に声をかけました。(高校 3/17)
- ・暖かくなって、外で遊ぶ子どもが増えました。元気な声が響き、気持ちよく感じました。(義正 3/16)



	多治見	瑞浪	土岐
声かけ人数	651	39	422
指導員参加数	72	23	36

「センターだより」



「三地区合同研修会」ありがとうございました

10月8日、「三地区合同研修会」を無事開催することができました。
開催日が秋祭りシーズンと重なり、事前に「参加できなくてすみません」と丁寧なお断りまで頂いた指導員さんにもみえました。都合をつけて参加頂いた皆様方には感謝しています。研修会では、井戸宏子様から「現代の子ども達を知る」という演題で講演をして頂きました。井戸宏子様は講演の際に配布された資料並びに講演を聴かれた指導員の方々の感想を紹介させていただきます。



「現代の子ども達を知る」

現代は親世代と子ども世代とのギャップが大きく広がっています。そのため子ども世代の現状理解はとても大切と言えます。

講師 井戸 宏子 様

1. 時代背景
 - ・学歴、高学歴、男女差
 - ・就職、就活、就労体系、就労条件
 - ・結婚、価値観の変化
 - ・社会情勢、バブル、リーマン、コロナ
2. 子どもを取り巻く環境
 - ・学校教育の変遷、つめこみ教育、ゆとり教育
 - ・ゲーム、ネット社会
 - ・発達障がい児への対応
 - ・コロナによる発達への影響
3. 家族について
 - ・ステップファミリー
 - ・年収格差
 - ・子育て方針
 - ・母子家庭
 - ・ヤングケアラー
4. 援助者として求められていること
 - ・自己管理を深める
 - ・個々の状況に合わせた対応をする
 - ・価値観の多様性
 - ・客観的、冷静さを保つ
5. これから必要とされること
 - ・自分自身を思いやる
 - ・幸福感を高める
 - ・ストレス軽減
 - ・レジリエンスが高まる

(Ⅳ) 関係資料

1. 東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例

〔設置〕

第1条 青少年の健全な育成を期し、少年の指導活動を総合的に推進するため、東濃西部少年センター（以下「少年センター」という）を設置する。

〔名称及び位置〕

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東濃西部少年センター
- (2) 位置 多治見市豊岡町1丁目55番地

〔業務〕

第3条 少年センターは、次の業務を行う。

- (1) 少年の街頭指導に関すること。
- (2) 少年の保護及び少年相談に関すること。
- (3) 少年に悪影響を与える有害環境の浄化に関すること。
- (4) 少年の指導についての関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他青少年の非行防止及び健全育成に関すること。

〔職員〕

第4条 少年センターに、東濃西部広域行政事務組合職員定数条例（平成5年条例第9号）に定める職員の範囲内において、所長その他の職員を置く。

〔運営協議会〕

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定により、管理者の諮問に応じ、少年センターの運営に関することを審議するため、東濃西部少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、管理者が委嘱する次に掲げる委員16名をもって組織する。

- (1) 組合構成市の教育長 3人
- (2) 組合構成市の社会教育担当課長 3人
- (3) 社会教育関係団体代表者 4人
- (4) 知識経験のある者 6人

3 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、職をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

〔少年指導員〕

第6条 少年センターに少年指導員（以下「指導員」という）200人以内を置く。

- 2 指導員は、管理者が委嘱する。
- 3 指導員の任期は、1年とする。ただし、指導員が欠けた場合の補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 指導員は、再任を妨げない。

〔費用弁償〕

第7条 指導員が少年センターの実施する指導活動に従事した場合、1回1,000円を支給するほか、当該市の区域外で指導に従事した場合は、費用弁償として旅費相当額を支給する。

〔委任〕

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は平成18年1月23日から施行する。

2. 東濃西部少年センターの管理に関する規則

〔趣旨〕

第1条 この規則は、東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第2号：以下「条例」という）第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

〔職員〕

第2条 東濃西部少年センター（以下「少年センター」という）に、次の職員を置く。

- (1) 所長
 - (2) 指導主任
 - (3) 事務員
- 2 所長は、管理者の指揮を受けて、少年センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 3 指導主任及び事務員は、所長の命を受けて、分掌事務を処理する。
 - 4 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

〔休館日〕

第3条 少年センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日。

〔開館時間〕

第4条 開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 管理者が必要と認めたときは、臨時に前項に規定する開館時間を変更することができる。

〔協議会の役員〕

第5条 条例第5条に規定する東濃西部少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、協議会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職を代理する。

〔会議〕

第6条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

〔少年指導員〕

第7条 指導業務を推進するため、各市に地区指導部を置くことができる。

- 2 条例第6条に規定する少年指導員（以下「指導員」という）は、次に掲げる者のうちから委嘱するものとする。
 - （1） 児童委員、児童福祉関係職員及び関係団体の構成員
 - （2） 教育関係職員及びPTA会員
 - （3） 青少年育成団体及び地域自治組織の構成員

〔身分証明書〕

第8条 指導員には、その身分を証明するため、身分証明書（別紙様式）を交付する。

- 2 身分証明書は、指導業務に従事するとき必ず携帯し、関係者の要求があれば、これを提示しなければならない。
- 3 指導員は、身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を少年センターに届け出て書替えを受けなければならない。
- 4 指導員は、身分証明書を紛失し、又は破損したときは、再交付を受けなければならない。
- 5 指導員は、その職を離れたときは、直ちに身分証明書を管理者に返却しなければならない。

〔委任〕

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

3. 東濃西部少年センター少年指導員指導業務要領

〔趣旨〕

第1条 この要領は、東濃西部少年センターの管理に関する規則（平成10年規則第4号）第9条の規定に基づき、少年指導員（以下「指導員」という）が行う指導業務について必要な事項を定めるものとする。

〔指導の心得〕

第2条 指導員は、青少年健全育成の精神に基づき、その職務を自覚し、青少年の非行防止と福祉を図るため、深い愛情、高い良識、適切な指導技術をもって職務を遂行するように努めなければならない。

〔秘密の保持〕

第3条 指導員は、青少年の基本的人権を尊重し、その将来を考慮して、職務遂行上知り得た事項の一切について秘密の保持に努めなければならない。

〔指揮監督〕

第4条 指導員は、少年センターの運営方針に従い、職務遂行に当たってはその指揮監督を受けなければならない。

〔研修及び資質の向上〕

第5条 指導員は、その職務を遂行するために絶えず研究と修養に努め、自己の資質向上を図らなければならない。

〔関係団体との連携〕

第6条 指導員は、職務遂行に当たって他の関係団体等と連携し、青少年健全育成に努めなければならない。

〔街頭指導〕

第7条 指導員は、少年センターが実施する街頭指導に積極的に従事しなければならない。

2 指導員は、街頭指導に従事するときは、定刻までに指定場所に集合して、2人以上で指導に当たらなければならない。

3 指導員は、街頭指導を行ったときは、指導日誌（別記様式）に必要事項を記入し、所長に提出するものとする。

〔街頭指導の対象者〕

第8条 街頭指導の対象となる者は、別表に掲げる行為を行う20歳未満の者とする。

〔地域活動〕

第 9 条 指導員は、その居住する地域の青少年健全育成及び非行防止活動に積極的に参加しなければならない。

- 2 地域活動については、原則として少年センター又は地区指導部と連絡を取り、その概要等については、随時少年センター又は地区指導部に報告するものとする。

〔少年相談〕

第 10 条 指導員は、少年または保護者等から積極的に相談を受け、適切な助言又は援助を行わなければならない。

- 2 相談活動は、少年センターと絶えず連絡を取りながら行わなければならない。

〔委任〕

第 11 条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は所長が別に定める。

附則

この訓令は、平成 19 年 2 月 16 日から施行する。

＊東濃西部広域行政事務組合例規集より抜粋

＊別記様式は省略

4. 「街頭指導」の対象

別表（東濃西部少年センター少年指導員指導業務要領第8条関係）

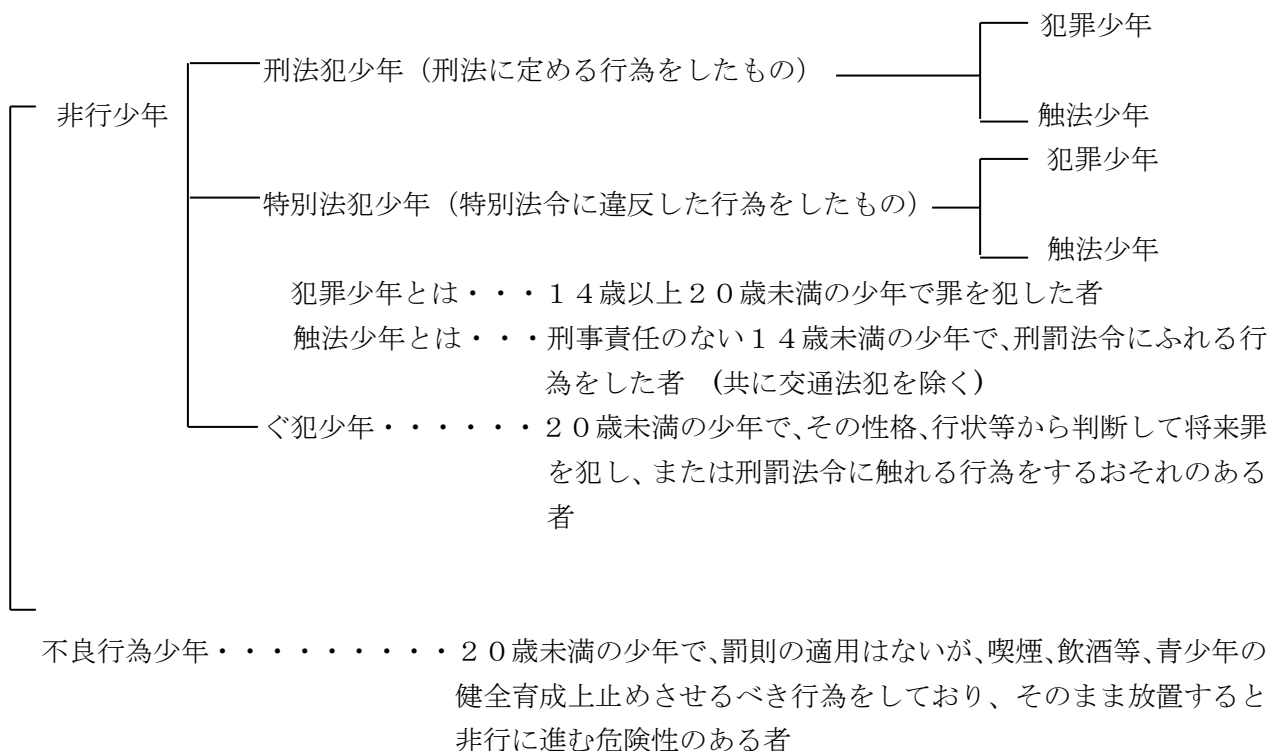
対象となる少年：非行少年等（非行少年・要保護少年・不良行為少年）

非 行 少 年	犯罪少年	罪を犯した14歳以上、20歳未満の少年		
	触法少年	14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年		
	ぐ犯少年	次に掲げる事由があつて、その性格または環境に照らし、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年 ・保護者の正当な監督に服さない性癖のあること ・正当な理由がなく、家庭に寄り付かないこと ・犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、またはいかがわしい場所に入出入りすること ・自己または他人の徳性を害する行為をする性癖のあること		
少 年 要 保 護	児童虐待を受けた児童、保護者のない少年、その他児童福祉法に基づく措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く）			
不 良 行 為 少 年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年（行為の種別については下記に示す）			
	不良行為の種別と定義			
	1	飲 酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為	
	2	喫 煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為	
	3	薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為	
	4	粗暴行為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等の非行に発展するおそれのある粗暴な行為	
	5	刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他人の身体に危害をおよぼすおそれのあるものを所持する行為	
	6	金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為	
	7	金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為	
	8	性的いたづら	性的ないたづらをし、その他性的な不安を生じさせる行為	
	9	暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼす恐れのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為	
	10	家 出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為	
	11	無断外泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為	
	12	深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかい又はたむろする行為	
	13	怠 学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為	
	14	不健全性行為	少年の健全育成上支障のある性的行為	
	15	不良交友	犯罪性のある人、その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為	
	16	不健全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為	
	そ の 他	①迷惑遊興行為	神社、公園、空き地等において、花火やたき火をして、大声で騒ぐなど他人に迷惑をかける行為	
		②迷惑座込み等行為	電車、駅のホーム、コンビニエンスストア等において、床や地面に座り込んで飲食、大声を発するなど、利用者、通行人に迷惑をかける行為	
		③有害図書類携帯行為	有害図書類及び有害玩具等を所持し、携帯する行為	

5. 「声かけ」 基準

- ① 挨拶 小学生、中学生、高校生の登校や下校時などに「おはよう」「お帰り」と明るく声をかける。
- ② 会話 顔見知りの青少年であれば最近の様子などを、初めて出会う青少年なら「少年指導員のおじさん（おばさん）です」と軽く自己紹介して、さりげなく会話をする。
- ③ 励まし アルバイト中の青少年、家の手伝いなどに励んでいる青少年、塾帰りなど勉学に励んでいる青少年に励ましの声をかける。
- ④ ねぎらい 道路や河川敷、地下道などのゴミ拾い、幼児や老人、身体の不自由な人のお世話をしている青少年には、ねぎらいの声かけをする。
- ⑤ ほめる 社会ルールやマナー、交通ルールを守り、安全で良識ある生活をしている青少年をほめ、より一層励行するように声をかける。

「非行少年の分類」



6. 関係機関一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
多治見警察署	多治見市宝町6-65	0572-22-0110
東濃子ども相談センター	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111
東濃教育事務所	恵那市長島町正家1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111
多治見市教育委員会	多治見市音羽町1-71-1	0572-22-1111
瑞浪市教育委員会	瑞浪市上平町1-1	0572-68-2111
土岐市教育委員会	土岐市土岐津町土岐口2101	0572-54-1111

7. 県内少年（補導）センター一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
岐阜市青少年教育課	〒500-8720（岐阜市役所南庁舎） 岐阜市神田町1-11	058-214-2367
各務原市少年センター	〒504-0912（各務原市産業文化センター7F） 各務原市那加桜町2-186	058-383-1739
東濃西部少年センター	〒507-0034（ヤマカまなびパーク4階） 多治見市豊岡町1-55	0572-23-3455
可児市少年センター	〒509-0292（可児市市民部人づくり課内） 可児市広見1-1	0574-62-1111
羽島郡少年センター	〒501-6012（羽島郡二町教育委員会社会教育課内） 羽島郡岐南町八剣7-107	058-245-1133
羽島市教育支援センター	〒501-6241（羽島市教育センター内） 羽島市竹鼻町226-2	058-391-1179
関市少年センター	〒501-3802（関市教育委員会生涯学習課内） 関市若草通2-1	0575-23-7777
美濃市少年補導センター	〒501-3756（美濃市中央公民館内） 美濃市生櫛88-24	0575-35-2711
美濃加茂市少年センター	〒505-8606（美濃加茂市生涯学習センター内） 美濃加茂市太田町3425-1	0574-25-4141
中津川市少年センター	〒508-0032（中津川市生涯学習スポーツ課内） 中津川市栄町1-1	0573-66-1111
恵那市少年センター	〒509-7492（恵那市教育委員会生涯学習課内） 恵那市岩村町545-1	0573-43-2112
高山少年補導センター	〒506-8555（高山市市民活動部生涯学習課内） 高山市花岡町2-18	0577-35-3123

「帰りたい家庭・通いたい学校・住みたい地域」

☆「楽しい話題」「伝えたい情報」「ちょっとした悩みごと」

(身近な出来事など、連絡・相談ください)

- ☆ あんしんコール **0120-873-246** (携帯からもOK)
(午前10時～午後5時 日・月休み)
- ☆ あんしんメール anshin55@crux.ocn.ne.jp (24時間受付)
(返信は、午前10時～午後5時 日・月休み)

東濃西部少年センター

〒507-0034

多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク 4F

TEL 0572-23-3455

FAX 0572-26-8813